第２３期第１５回
松浦海区漁業調整委員会

日時　令和８年８月31日（月）14時から
場所　唐津市水産会館　多目的ホール
（唐津市海岸通り 7182－217）

次　　第

1　開　　会

2　議　　題

(1)　松浦海区漁業調整委員会規程の一部改正について（協議）……P1～3
(2)　佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所における
　　カキ試験養殖について（協議）……P4～16
(3)　小川島漁業協同組合におけるワカメ・マコンブ
　　試験養殖について（協議）……P17～27
(4)　松浦海区における区画漁業の免許について（諮問）……P28～31
(5)　あわび漁業特認許可方針（案）について（諮問）……P32～37
(6)　令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における佐賀県の要望
　　事項について（協議）……P38～42

(7)　その他

議題１

松浦海区漁業調整委員会規程（案）

昭和53年4月1日
松漁調委告示第１号

（会長及び会長職務代理者）

第１条　松浦海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に会長及び会長職務代理者を置く。

2　会長及び会長職務代理者は委員が互選する。但し、委員が会長及び会長職務代理者を互選することができないときは、知事が選任する。

3　会長は会務を総理し、委員会を代表する。

4　会長に事故あるときは、会長職務代理者がその職務を代行する。

5　会長及び会長職務代理者の任期は委員の任期とする。

（委員会の招集）

第２条　委員会の会議は、会長が招集しその議長となる。但し、会長及び会長職務代理者がともに互選されていないとき、若しくは欠けたとき又は、会長及び会長職務代理者にともに事故あるときの会議は知事が招集する。

2　委員の1／3以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求のあった日から７日以内に委員会を招集しなければならない。

3　委員会の会議を招集しようとするときは、会長は会議に付する事項並びに開催の日時及び場所を予め委員に通知するものとする。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

4　委員は、会長（会長及び会長職務代理者がともに互選されていないとき、若しくは欠けたとき又は、会長及び会長職務代理者にともに事故あるときの会議は知事）が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

（会議の運営）

第３条　委員会は定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2　議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

3　委員会の会議は公開とする。

4　委員会の会議は予め通知した事項に限って議決する。但し、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りではない。

5　委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については議事にあずかることができない。但し、委員会の承認があったときは、会議に出席し発言することができる。

（議事録）

第４条　会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

(1)　委員会の開催日時及び場所
(2)　出席した委員の氏名
(3)　議事事項
(4)　その他重要な事項

2　議事録は、会長及び会長の指名する出席委員２人以上がこれに記名するものとする。

3　議事録は一般の縦覧に供する。

（権限の委任）
第５条　会長の権限に属する事項のうち、事務局長が専決できる事項は別に定める。

（規程改正）
第６条　この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

（その他）
第７条　前各条に定めるもののほか、議事の運営その他に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

附　則
この規程は公布の日から施行する。
この規程は令和８年●月●日から施行する。

佐賀県有明海区漁業調整委員会規程
松浦海区漁業調整委員会規程
の一部改正（案）に係る新旧対照表

改正前	改正後
（委員会の招集） 第２条 1～3　略 新設 （議事録） 第４条　略 2　議事録は、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上がこれに署名するものとする。 3．略	（委員会の招集） 第２条 1～3　略 4　委員は、会長（会長及び会長職務代理者がともに互選されていないとき、若しくは欠けたとき又は、会長及び会長職務代理者にともに事故あるときの会議は知事）が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。 （議事録） 第４条　略 2　議事録は、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上がこれに記名するものとする。 3　略

附　則

この規程は令和８年●月●日から施行する。

議題２

水 産 第 2310 号
令和８年８月 26 日

松浦海区漁業調整委員会
会長　　川 嵜 和 正　様

佐賀県知事　山 口 祥 義

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所におけるカキ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第４条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

菖津地区におけるマガキの干潟バスケット式養殖試験　中間結果報告書

目的

菖津地区（肥前統括支所）における3倍体マガキの生産性や作業性の評価と、所得向上の可能性や兼業漁業種としての取り組みやすさの検証

■試験概要

①方法

・R7.9月：

バスケット架台を試験養殖区画内に設置し、

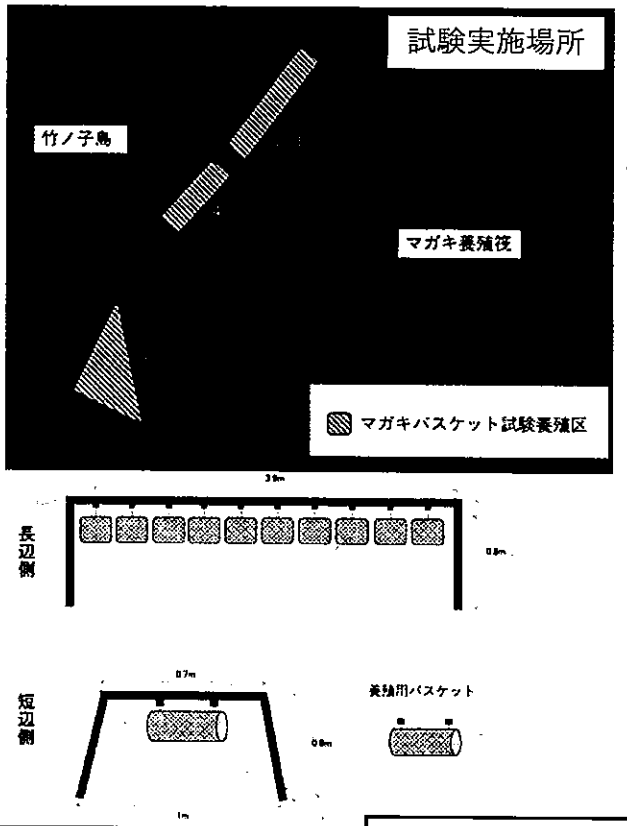
種苗を成長次第バスケットへ封入し架台に垂下して

試験養殖開始

・R7.9月～R8.8月：

随時、サイズ選別、バスケットの入れ替えを実施し、

出荷サイズになったものから殻付きカキとして出荷



バスケット垂下図

② スケジュール

試験養殖期間　令和7年9月～令和8年8月

	R7年９月	R8年８月末
作業内容	養殖施設等準備 → 試験養殖開始 → サイズ選別・バスケットの洗浄 → 出荷 → 片付け	

菖津地区におけるマガキの干潟バスケット式養殖試験　中間結果報告書

結果

【生産性の評価】

・試験養殖開始中、ほとんどへい死はなし
（試験養殖開始前（中間育成期間中）に最大5割へい死）

・ 6月16日現在、
 ・殻高：平均117mm
 ・殻付き重量：平均145g
 ・身入り割合（軟体部重量(g)/殻付き個体重量(g)×100）：
 平均19.8％（玄海地区の一般的な出荷サイズは20％前後）

・令和8年3月以降、出荷可能サイズ（殻付き重量で50g以上）に到達

・5月下旬から個人や業者へ1個200円で出荷を開始



【作業性の評価】

・サイズ選別の必要作業人数：1回あたり2人→ほとんど影響なし

・サイズ選別の作業時間：1回あたり8時間→ほとんど影響なし

・出荷前の洗浄作業時間：2倍体マガキ養殖より2割以上削減
（ホヤ等の付着物が減少したため）

【所得向上の可能性、兼業漁業種としての取組やすさの検証】

・相場の単価で販売できており、商談やSNS等の販促活動を通して販路は拡大中

・出荷終了時点の売上金額は経費合計を上回ると想定され、所得向上を見込む

・少ない作業人数ででき、漁業収入がない夏季の収入源となり取り組みやすい

2

課題と今後の方向性

【課題】中間育成時のへい死

・推定原因：

①垂下深度が浅く水温や塩分が一定でなかった

②サイズ選別の頻度が少なかったため、小サイズ個体の摂餌機会が減少した

【今後】

・中間育成時の垂下深度を深くする、サイズ選別を毎月1回実施する

・継続して3倍体マガキ養殖に取り組み、3倍体マガキ養殖の生産性や作業性、所得向上の可能性、兼業漁業種としての取り組みやすさを検証

試験養殖承認申請書

令和８年８月19日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県唐津市海岸通7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長　川嵜　和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

1　目　的　　かき試験養殖（干潟バスケット式）

2　水産物の名称　　カキ類

3　漁場の位置及び区域並びに面積
松区第551号第１種区画漁業権漁場内
（別紙１参照）
面積2,700㎡

4　養殖期間　　試験養殖の承認日より令和９年８月31日

5　養殖の方法及び規模
方法：干潟バスケット式
規模：0.7m×3.9m×10台　バスケット100個
３倍体マガキ種苗をバスケットに小分けして養殖
設置（別紙３参照）

添付資料
（１）理由書
（２）試験養殖計画書
（３）漁場位置及び区域図（別紙１、別紙２）
（４）試験棚概要図（別紙３）
（５）委託契約書　写し

理由書

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所唐津地区では、真珠母貝垂下式養殖（真珠養殖）が基幹漁業であり、所得に占める割合も大きいが、国内外の情勢に左右されやすい課題がある。

このため、近年需要が増加しているマガキ垂下式養殖への転換を進めているが、出荷時期が冬期に限られることや、夏季の高水温によるへい死被害が問題となっている。

そこで、令和7年度から、通年出荷が可能でへい死が少ないとされる3倍体マガキの試験養殖に取り組んだ。

令和7年度に実施した試験養殖の結果、3倍体マガキは成長および身入りが良好で、既存の2倍体マガキと比較して歩留まりが高く、販売単価も良好であった。

また、作業性については、サイズ選別の工程は増加したものの、洗浄作業の軽減により全体の作業負担は概ね同程度であり、省人省力型の養殖手法としての有効性が確認された。

一方で、中間育成時において一部稚貝にへい死が確認された。

これは、浅い垂下深度により高水温や低塩分の影響を受けやすかったことに加え、個体間のサイズ差に起因する小型個体の摂餌不良が要因と考えられる。

以上の結果を踏まえ、令和8年度においても本試験養殖を継続し、中間育成時の垂下深度の見直しや定期的なサイズ選別の実施により飼育環境の改善を図るとともに、へい死の低減とさらなる歩留まりの向上を目指す必要がある。

住　所　佐賀県唐津市海岸通7182番地233
氏　名　佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長　川嵜　和正

試 験 養 殖 計 画 書

1. 試験の概要

1)実施場所

松区第 551 号内(別紙1参照)

計 2, 700 ㎡

2)実施期間

試験養殖の承認日～令和 9 年 8 月 31 日

3)試験内容

a) 概要

干潟バスケット式

b)養殖施設(別図2, 3参照)

0.7m×3.9m×10 台 バスケット 100 個

・3 倍体マガキ種苗 20,000 個を 100 個のバスケットに小分けして養殖

c)試験方法

・養殖試験承認後(令和 8 年 9 月以降)に牡蠣養殖用バスケット他資材を準備

・準備後、3 倍体マガキ種苗を導入し、養殖を開始

・令和 9 年8月まで抑制処理、間引きを行いつつ養殖を実施し、成長したものから随時殻付かきとして試験出荷

・令和 9 年8月末で試験養殖終了、施設撤去

4)試験スケジュール

令和 8 年 9 月	・牡蠣養殖用バスケット他資材の準備
同 9 月	・バスケット支柱・架台設置 ・3 倍体マガキ種苗導入、養殖開始
同 9 月～令和 9 年 8 月	・養殖(抑制、間引き含む)、 ・成長したものから随時殻付かきとして試験出荷
令和 9 年8月末	試験養殖終了、施設撤去

5)収支計画

支出の部

	内容	数量	金額
資材費	カキ種苗	20,000 個	80,000
総計			80,000

収入の部

	内容	単価	金額
売上高	カキ 12,000 個(6 割生残で計算)	100	1,200,000
総計			1,200,000

6)試験養殖実施予定者氏名

[redacted]

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

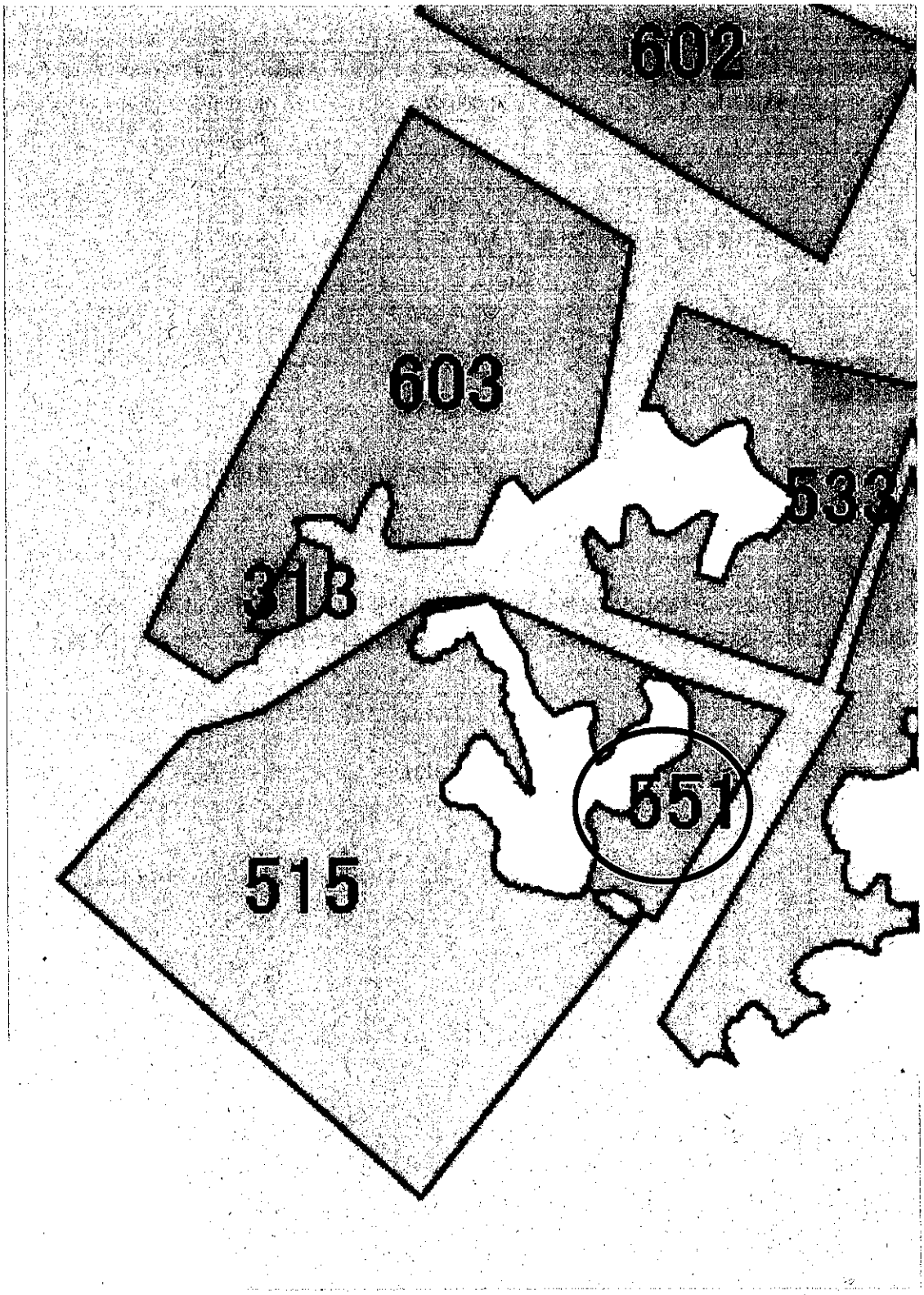
台風等の接近などにより流失等の恐れがある場合は、採苗棚の補強・撤去等の措置を迅速に行う。

また、本施設に起因する被害が発生した場合は、佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所が責任を持って対処する。

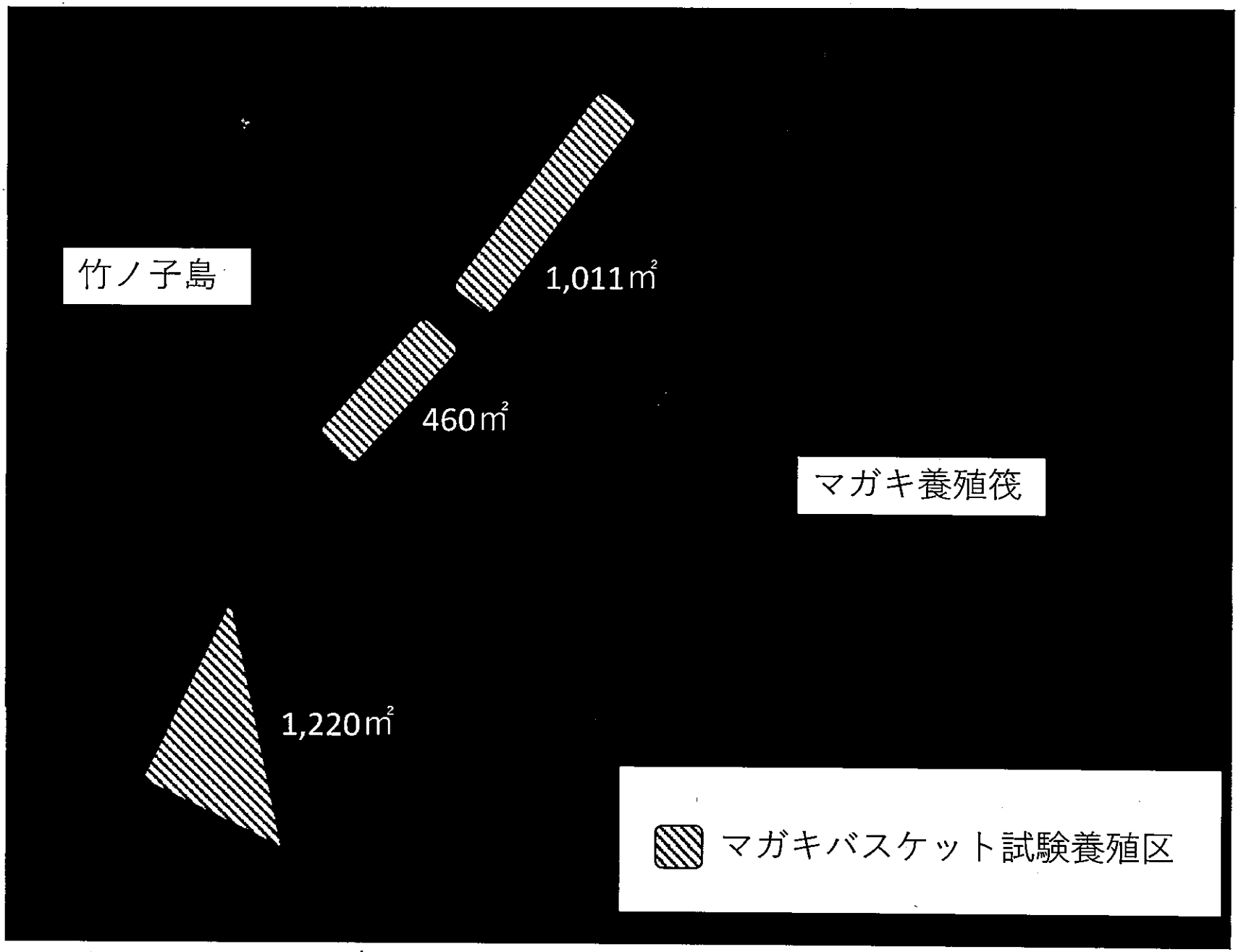
○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所　　0955-54-2131

別添１

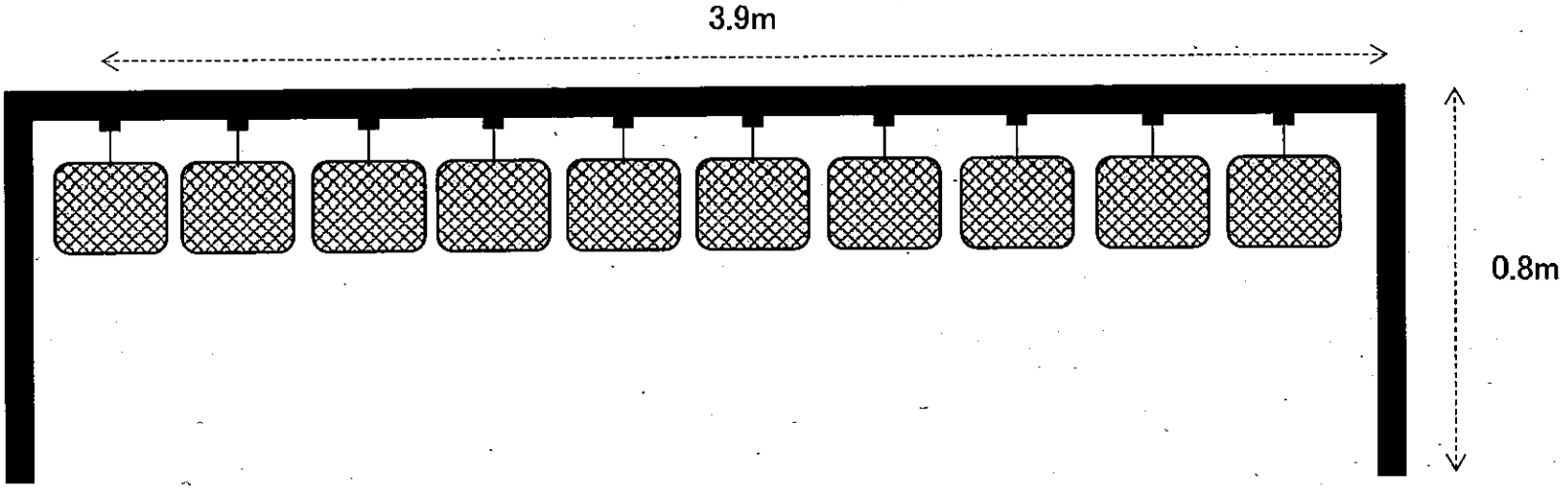


別紙２.区画図

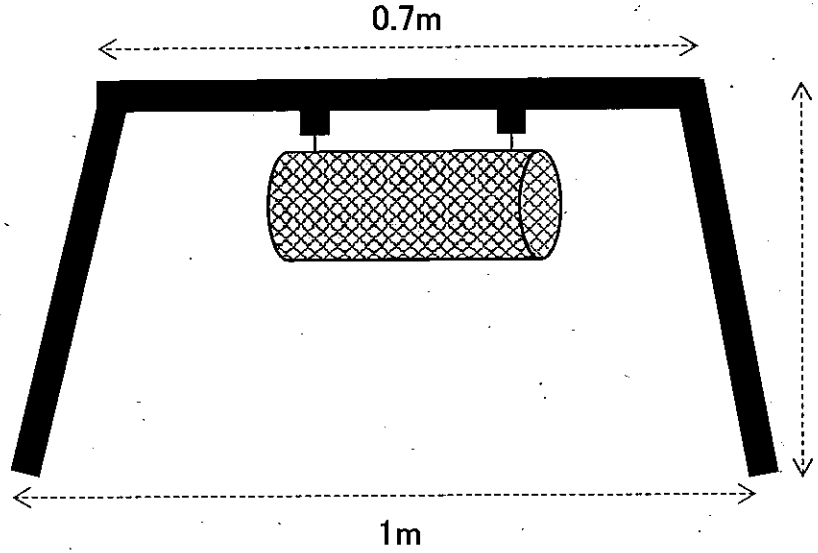


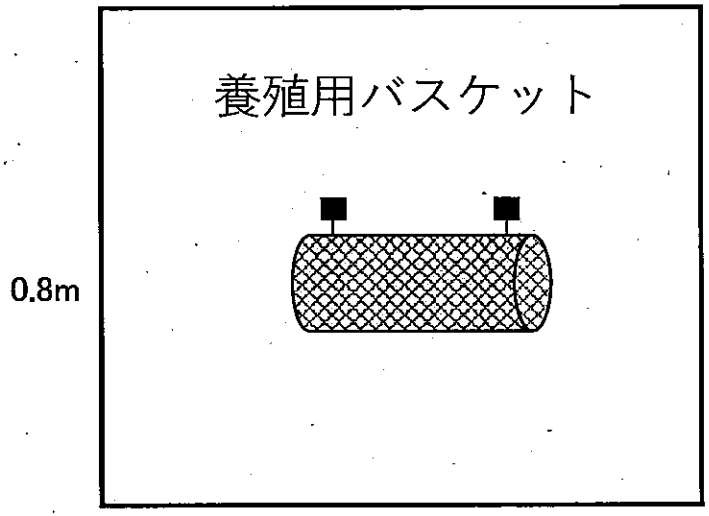
別紙３.立体図

長辺側



短辺側





令和８年度カキ試験養殖業務委託契約書

令和８年度試験養殖の委託について、佐賀県玄海水産振興センター（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条　甲は、令和８年度かき試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２　乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条　乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

２　委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条　甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条　業務の委託期間は、試験養殖承認日から１年間までとする。

（費用負担）

第5条　委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条　委託業務の履行によって得られたデータは甲に帰属し、成果物は乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

２　乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

（損害賠償）

第8条　乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（契約外事項の処理）

第9条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年8月12日

甲　佐賀県唐津市唐[redacted]
佐賀県玄海水産[redacted]
所長　山浦　啓[redacted]

乙　佐賀県唐津市海岸通718[redacted]
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長　川嵜[redacted]

議題３

水 産 第 2353 号
令和８年８月 28 日

松浦海区漁業調整委員会
会長　　川 嵜 和 正　様

佐賀県知事　山 口 祥 義

小川島漁業協同組合におけるワカメ・マコンブ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第４条の規定により貴委員会の意見を求めます。

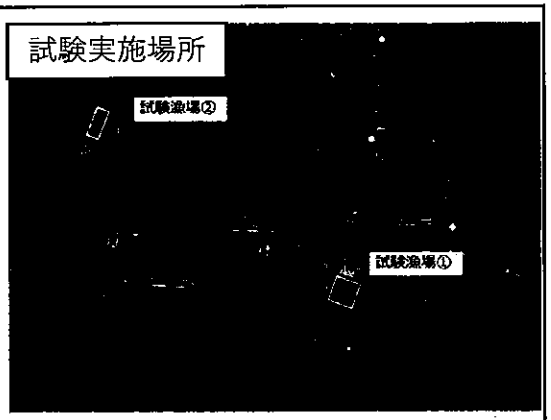
担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

小川島 ワカメ・コンブの試験養殖結果報告書（中間）

目的

ムラサキウニの蓄養ならびに放流用アカウニの中間育成に供する餌料の確保を目的として、小川島地区におけるワカメ・コンブの養殖技術の確立を図る。

■試験概要

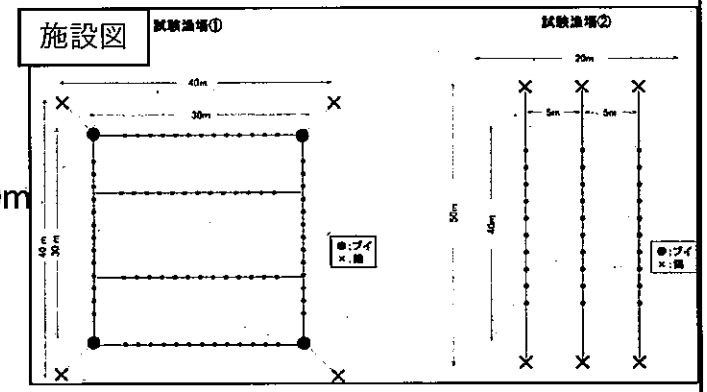


①試験場所

試験漁場①：小川島西防波堤テトラ脇西側40m×40m＝1,600㎡

試験漁場②：小川島西岸50m×20m＝1,000㎡

②試験方法



試験漁場①：延縄式で30mの養殖ロープを6本設置：計240m

試験漁場②：延縄式で40mの養殖ロープを3本設置：計120m

種苗：島原産ワカメ500m、 玄海水産振興センター産ワカメ100m

東北産マコンブ100m

③スケジュール

試験養殖期間　令和７年１１月～令和８年７月

時期	R7.11～12月	～R8.3月	R8.3～5月	R8.7月
作業内容	施設準備 本養殖試験開始	モニタリング	収穫 餌料として給餌	施設撤去

1

小川島ワカメ・コンブの試験養殖結果報告書（中間）

■結果

○令和7年11月26日：試験養殖開始

・いずれの種苗も多数の葉体が付着しており、良好

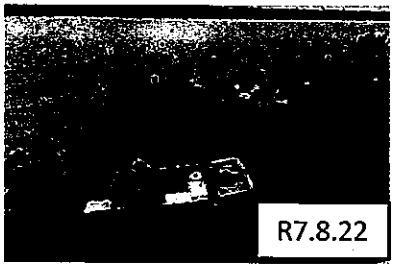
○令和7年12月9日：メジナによる食害確認

・ワカメ、コンブともにメジナによる食害で葉体が消失

・葉体は残存していたため、試験を継続

○令和8年3月16日：試験終了

・食害は継続し、葉体のほとんどが消失したことから試験を終了し、施設を撤去







■課題と今後の方向性

魚類による食害が著しく発生し、養殖試験に供したワカメおよびコンブの種苗はすべて消失した。このため、次年度の試験では、沖出し時期の調整などの食害対策を講じた上で、引き続き養殖技術の確立に向けた取組を実施する予定である。

試験養殖承認申請書

令和８年８月25日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県唐津市呼子町小川島227番１
小川島漁業協同組合
代表理事組合長　川添 光尚

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

１　目　的　　ワカメ・マコンブ養殖試験

２　水産物の名称　　ワカメ・マコンブ

３　漁場の位置及び区域並びに面積

位置と区域・面積
試験漁場①：小川島西防波堤テトラ脇西側（別紙１）
40m×40m＝1,600㎡

試験漁場②：小川島西岸（別紙１）
50m×20m＝1,000㎡

４　試験養殖期間
試験養殖の承認日より令和９年７月31日

５　養殖の方法及び規模

試験漁場①：ロープ延縄式で30mの養殖ロープを６本設置：計180m
試験漁場②：ロープ延縄式で40mの養殖ロープを３本設置：計120m

添付資料
（１）理由書
（２）養殖試験計画書
（３）漁場位置及び区域図（別紙１）
（４）養殖施設概要図（別紙２）
（５）委託契約書写

理由書

小川島漁業協同組合の主要な漁業は、主にイカ釣りや海士漁業であるが、近年は水産資源の減少や魚価の低迷、後継者不足などにより漁業環境は厳しさを増している。とりわけ海士漁業では藻場が減少する「磯焼け」の進行が顕著である。そのため、毎年ガンガゼ駆除を実施するとともに、放流効果を高めるため、アカウニ種苗を陸上水槽で中間育成してから放流する取組を行っている。また、将来的には身入りの悪いムラサキウニを陸上水槽で畜養することを計画しているが、これらの取組には大量の餌料が必要となる。

そこで、令和５年度よりワカメ及びマコンブの試験養殖に取り組んでいる。令和５年度は種苗性の問題により収穫には至らなかったが、令和６年度は地場産ワカメ種苗を使用することで初めて養殖に成功し、マコンブについても早期沖出しにより少量ながら収穫することができた。

令和７年度は、唐津産ワカメ種苗に加え、新たに九州産ワカメ種苗を導入し、生長性に優れた種苗の選定を行うとともに、マコンブ養殖についても継続して検証を行った。しかしながら、養殖期間中に魚類等による食害が発生し、ワカメ及びマコンブはいずれも消失したため、収穫には至らなかった。

令和８年度は、食害防止対策を講じたうえで、引き続き唐津産及び九州産ワカメ種苗の比較試験並びにマコンブの試験養殖を実施し、生長性や生残率の検証を進める。また、小川島地先に適した種苗の選定や養殖適地の把握を行い、将来的な養殖区画漁業権免許の取得を目指す。

住　所　佐賀県唐津市呼子町小川島 227 番 1
氏　名　小 川 島 漁 業 協 同 組 合
代表理事組合長　川添 光尚

ワカメ・マコンブ養殖試験 計画書

1．　試験の概要

1）　実施場所：
試験漁場①：小川島西防波堤テトラ脇西側（別紙 1）
試験漁場②：小川島西岸（別紙 1）

2）　実施期間：試験養殖の承認日～令和 9 年 7 月 31 日

3）　試験内容

a）　目的

ワカメ・マコンブ養殖における種苗産地別の生長性、最適な養殖漁場、最終的な収量を検証する。本試験結果は、正式な養殖区画漁業権免許取得のための基礎データとして活用する。

b）　養殖施設と規模
試験漁場①：ロープ延縄式で 30mの養殖ロープを 6 本設置：計 180m
試験漁場②：ロープ延縄式で 40mの養殖ロープを 3 本設置：計 120m

c）　試験方法

今年度はワカメ種苗の産地、養殖漁場について試験を行う。ワカメ種苗は玄海水産振興センター提供の唐津産種苗と長崎県の島原産種苗を用いて生長性を比較する。

試験は水温が 20℃以下まで低下した 12～1 月に開始し、その後は 1 カ月に 1 回程度の頻度でモニタリングする。ワカメが順調に生育した場合は 3～5 月に順次刈り取りし、各種苗産地と漁場ごとに収量を測定する。また、収穫したワカメとマコンブについては、アカウニ種苗の中間育成用餌料として活用する。施設の撤去は令和 9 年 7 月末を予定している。

d）　種苗の供給元および供給量
（ワカメ種苗）
長崎県島原漁業協同組合：400m
玄海水産振興センター唐津産種苗：100m
（マコンブ種苗）
岩手県田老町漁業協同組合：100m

e）出荷先予定
アカウニ種苗の中間育成用餌料

f）養殖試験従事予定者氏名
[redacted]

g） 養殖スケジュール

時期	R8.12～R9.1月	～R9.3月	R9.3～5月	R9.7月
作業内容	施設準備 本養殖試験開始	モニタリング	収穫 餌料として給餌	施設撤去

h）収支計画

支出の部 （※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載）

費目	数量	金額（税抜）
ワカメ種苗	４００m	36,000円
マコンブ種苗	１００m	25,000円
養殖用資材類	1式	539,000円
合計		600,000円

収入の部 （※試験出荷がある場合に記載）

費目	数量	金額
アカウニ種苗の中間育成用餌料用途のため、収入は無し		
合計		

2．安全対策

施設の維持管理については、小川島漁業協同組合が適切に管理を行う。

3．その他

（緊急時の措置）

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当漁協で責任を持って対応することとする。

（緊急時の連絡先）

小川島漁業協同組合　　0955-82-8321

別紙１

（３）漁場位置及び区域図

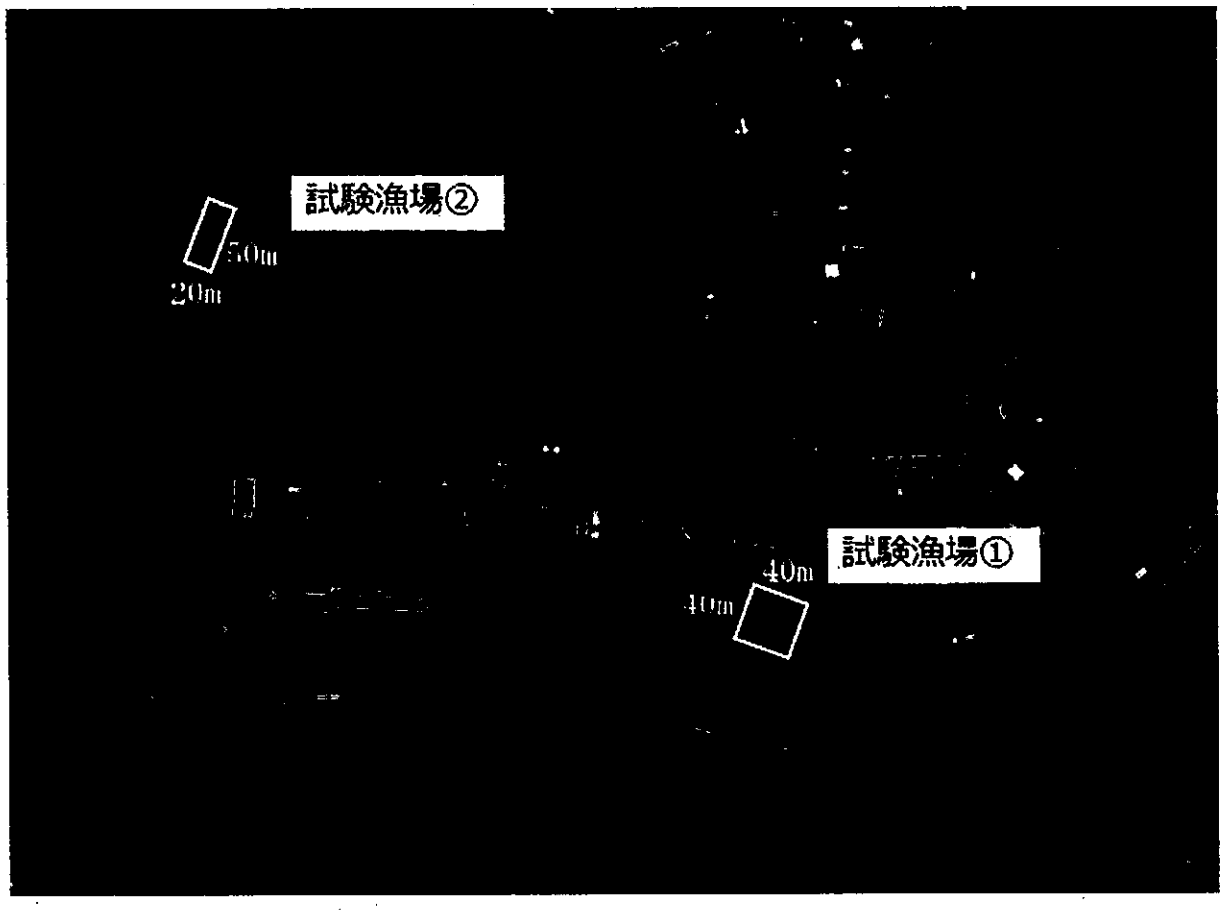
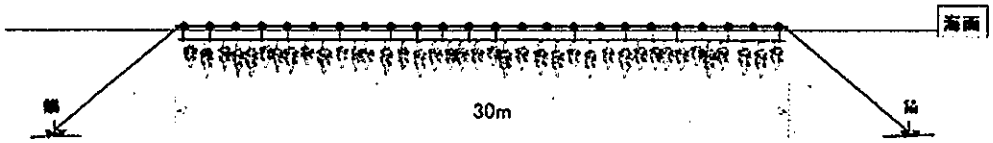


写真１．試験漁場の位置

別紙２

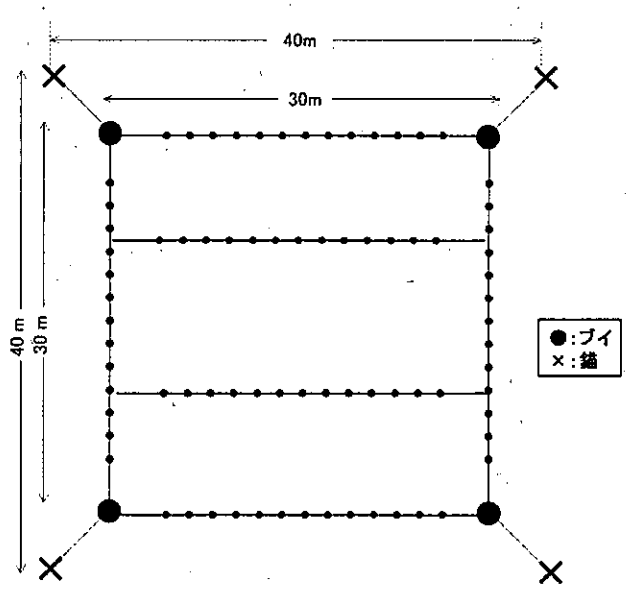
（４）養殖施設概要図

【側面図】

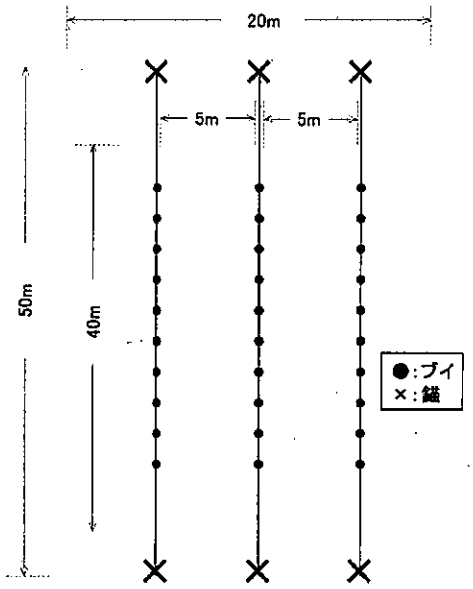


【平面図】

試験漁場①



試験漁場②



令和８年度ワカメ・マコンブ試験養殖業務委託契約書

令和8年度試験養殖の委託について、佐賀県玄海水産振興センター（以下「甲」という。）と小川島漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条　甲は、ワカメ・マコンブ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2　乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条　乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2　委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条　甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条　業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和９年７月 31 日までとする。

（費用負担）

第5条　委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条　委託業務の履行によって得られたデータは甲に帰属し、成果物は乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2　乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

（損害賠償）

第8条　乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（契約外事項の処理）

第9条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年8月17日

甲　佐賀県唐津市[redacted]
佐賀県玄海水[redacted]
所長　山浦[redacted]

乙　佐賀県唐津市呼子町小[redacted]
小川島漁業協同組合
代表理事組合長　川添[redacted]

議題４

水産第２１５１号
令和８年８月26日

松浦海区漁業調整委員会
会長　川嵜　和正　様

佐賀県知事　山　口　祥　義

松浦海区における区画漁業の免許について（諮問）

令和８年７月８日付けで公示した松浦海区における区画漁業の漁場計画について、佐賀玄海漁業協同組合から６件の免許申請がありました。

ついては、漁業法第７０条の規定により、貴委員会の意見を求めますので、令和８年９月14日（月）までに答申してくださるようお願いいたします。

（担当：農林水産部水産課）

松浦海区における漁業種類別　免許申請件数

海区	漁業種類			免許期間	令和8年8月31日 現在免許件数	今回 漁場計画件数	今回 免許申請件数
松浦海区	共同漁業			10年	22	—	—
	定置漁業			5年	2	—	—
	区画漁業	第一種	わかめ養殖業	5年	6	3	3
			こんぶ養殖業		3	—	—
			魚類小割式養殖業 (除 クロマグロ)		21	—	—
			魚類小割式養殖業 (クロマグロ)		1	—	—
			介類小割式養殖業		12	—	—
			かき垂下式養殖業		34	3	3
			かきひび建て養殖業		3	—	—
			真珠母貝垂下式養殖業		10	—	—
			真珠養殖業	10年	12	—	—
		第二種	くるまえび築堤式養殖業	10年	3	—	—
		第三種	あさり養殖業	5年	4	—	—
		区画漁業計			109	6	6
	合計				133	6	6

漁業協同組合等別　免許申請件数一覧

松浦海区

漁業種類 / 組合等名	共同漁業 ※共有免許は代表者のみ	定置漁業	区画漁業											計
			第1種									第2種	第3種	
			わかめ	こんぶ	魚類小割式	魚類小割式(くろまぐろ)	介類小割式	かき垂下式	かきひび建て	真珠母貝垂下式	真珠	くるまえび築堤式	あさり	
佐賀玄海			3					3						6
屋形石														0
小川島														0
外津														0
仮屋														0
大浦浜														0
個人														0
計	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	6

第１種区画漁業

わかめ養殖業　　存続期間　令和8年10月10日から令和10年8月31日まで

公示番号	漁業の時期	漁場の位置	漁業権者	備考
松区第201号	10月１日から翌年５月31日まで	唐津市浜玉町渕上地先	佐賀玄海漁業協同組合	漁業の時期の延長
松区第202号	10月１日から翌年５月31日まで	唐津市大島地先	佐賀玄海漁業協同組合	漁場の縮小
松区第203号	10月１日から翌年５月31日まで	唐津市大島地先	佐賀玄海漁業協同組合	漁場の縮小

かき垂下式養殖業　　存続期間　令和8年10月10日から令和10年8月31日まで

公示番号	漁業の時期	漁場の位置	漁業権者	備考
松区第501号	１月１日から12月31日まで	唐津市大島地先	佐賀玄海漁業協同組合	漁場の拡大
松区第502号	１月１日から12月31日まで	唐津市大島地先	佐賀玄海漁業協同組合	漁場の拡大
松区第535号	１月１日から12月31日まで	唐津市肥前町大字星賀柿ノ浦	佐賀玄海漁業協同組合	新規 制限及び条件：当該漁業権に係る区画漁業で養殖されるかき類は、松区第515号、533号および551号に係る区画漁業で養殖の用に供される施設から移送されたものでなければならない。

議題５

水 産 第 2017 号
令和８年８月 18 日

松浦海区漁業調整委員会
会　長　　川 嵜　和 正　様

佐賀県知事　　山　口　　祥　義

あわび漁業特認許可方針（案）について（諮問）

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課漁業調整担当）

あわび漁業特認許可方針（案）

第１　制限措置

（１）漁業種類

あわび漁業（すもぐり）

（２）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

１０人

（３）推進機関の馬力数

制限なし

（４）操業区域

次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線により囲まれた海面のうちの佐賀県玄海海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。

ア　佐賀県、福岡県の境界（包石）に設置した標識

イ　佐賀県、福岡県の境界（包石）に設置した標識と唐津市相賀崎を結んだ直線と、唐津市高島南東端と福岡県糸島市志摩姫島を結んだ直線との交点

ウ　唐津市高島南東端

エ　唐津市東唐津「旧唐津シーサイドホテル東館」西角

（北緯33度26分54.41秒・東経129度59分25.87秒）

（５）漁業時期

１２月２１日から翌年１０月３１日まで

（６）漁業を営む者の資格

①　操業区域に接続する共同漁業権を有する地区（唐津市浜玉町、唐津市高島又は満島のいずれかの地区）において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

②　佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

③　佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第６３号。以下、「規則」という。）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者

④　適切な資源管理を実践できる者

⑤　漁業の生産力の向上に努めようとする者

第２　許可の有効期間

１年以内

第３　申請すべき期間

令和８年１０月１日から令和８年１０月３０日まで

第４　許可の基準

申請数が、１０件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（１）前回の漁業時期において、当該知事許可漁業の許可を有していた者

（２）２０１３年１２月２１日から２０２５年１０月３１日までの期間において、あわびの水揚げの実績がある者

（３）当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（４）上記（１）から（３）に該当しない者

第５　条件

（１）松浦瀬の中心より半径２５０メートル以内の区域以外では操業してはならない。

松浦瀬の中心（世界測地系）

北緯：３３度２８分０６秒

東経：１３０度００分４２秒

（２）操業時間は、次のとおりとする。

１２月・・・・午前７時３０分から午後５時００分まで

１月・・・・・午前７時３０分から午後５時３０分まで

２月・・・・・午前７時３０分から午後６時００分まで

３月・・・・・午前７時００分から午後６時００分まで

４月・・・・・午前６時３０分から午後６時３０分まで

５月・・・・・午前６時００分から午後６時３０分まで

６月、７月・・午前５時３０分から午後７時００分まで

８月、９月・・午前６時００分から午後６時３０分まで

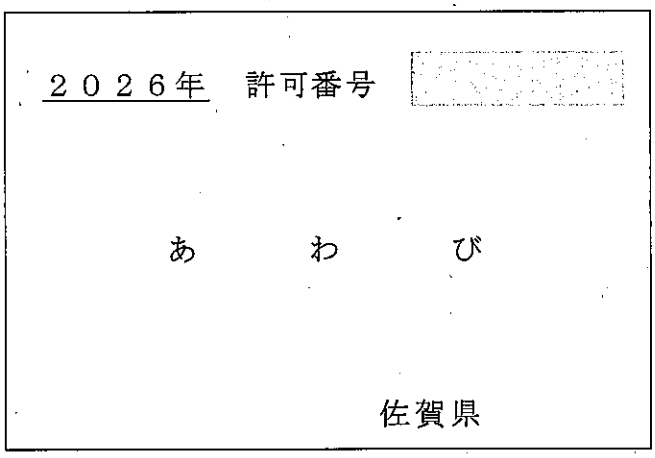
１０月・・・・午前７時００分から午後５時３０分まで

（３）操業には佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用することとし、すもぐりを行う者は１隻１名とする。

（４）操業中は、県が指定する操業標旗を船舷上３．０メートル以上の高さに掲げなければならない。

（標　旗）　　地色：黄　色

字色：白　色



議題６

全国海区漁業調整委員会連合会（全漁調連）　中央要望活動について

【中央要望活動の概要】

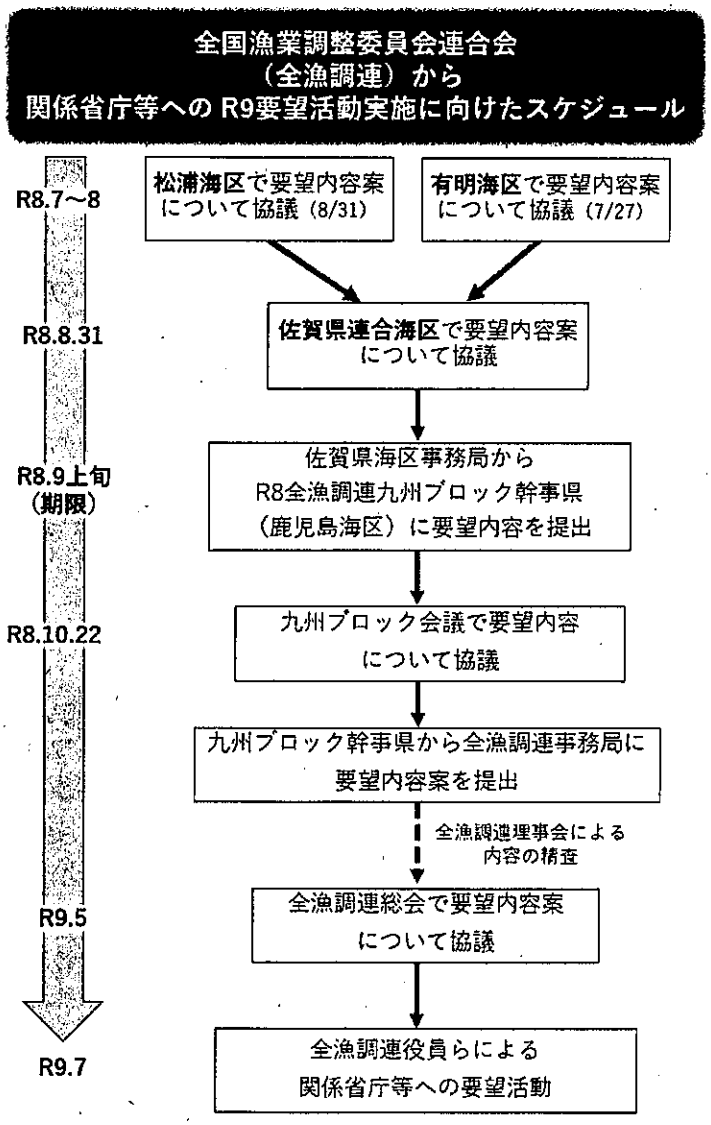
・毎年７月に実施
・全漁調連の中核的な活動
・要望先：水産庁、国土交通省、外務省

【令和８年度の要望項目】

・右記の７項目

Ⅰ　海区漁業調整委員会制度について
Ⅱ　沿岸漁場の秩序維持について
Ⅲ　太平洋クロマグロ資源管理について
Ⅳ　沿岸資源の適正な利用について
Ⅴ　漁業法改正後の制度運用について
Ⅵ　外国漁船問題等について
Ⅶ　海洋性レジャーとの調整等について

全国の海区委員会からの要望を、趣旨が共通・類似しているもの毎にまとめ、７項目に整理。中央から十分な回答や、新たな回答が得られなかったと判断される要望については、次年度も継続して要望。



令和８年(2026 年) 5 月 15 日
全漁調連総会資料

要望書のとりまとめについて(令和9年度要望に向けて)

1 趣旨

近年、国への要望書は、項目数が増加し、類似項目の重複などにより構成が複雑になっている。

このため、簡潔で整理された要望書とする観点から、令和９年度要望に向けて、要望書の構成と取りまとめ方法の見直しを進める。

2 主な課題（現状認識）

(1) 要望項目の増加と重複

項目数の増加※や類似内容の重複等により、分かりにくい構成となっている。

※ H26～大項目５ 総項目３８～↓R7（大項目７、総項目６２）

(2) 全漁調連要望としての妥当性

要望内容が多岐にわたるため、全漁調連として取り上げる範囲を改めて整理する必要がある。

(3) ブロック段階での整理不足

ブロック内で同趣旨の要望が十分に一本化されないまま、ブロックから提案される事例が見られる。

3 見直しの方向性

要望書の再構築、内容の整理

大項目と下位項目を点検し、要望内容を見直すとともに、重複や並立が生じないよう組み替える。

≪大項目：7項目→6項目≫

現行分類	新分類案
Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について	Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について
Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について	Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について
Ⅲ 太平洋クロマグロ資源管理について	Ⅲ 沿岸漁業と沖合漁業の調整について
Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について	Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について
Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について	Ⅴ 外国漁船問題等について
Ⅵ 外国漁船問題等について	Ⅵ 海面利用をめぐる調整について
Ⅶ 海洋レジャーとの調整について	

提出年度別の佐賀県要望事項の内容（全漁連関係）

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について	クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について	1．国際委員会での直近の資源評価結果を反映した、漁獲枠の速やかな（次期管理期間での）増枠の実現。	1． 前年と同じ	1．（前年と同趣旨の要望　＋） 漁獲枠未利用分の繰越上限の堅持。	1． 前年と同じ	1． 前年と同じ	1． 前年と同じ	1． 前年と同じ
		2．増枠が承認された場合は、沿岸の零細な漁船漁業へ優先的に配分。 配分については、長期的な漁獲実績、来遊状況、操業特性や漁獲管理の難易度を配慮。	2． 前年と同じ	2． 前年と同じ	2． 前年と同趣旨	2． 前年と同じ	2． 前年と同趣旨	2． 前年と同趣旨
		3．強度な資源管理に取り組む計画の共済契約者について、より高率の掛金補助を受けられるように共済制度の仕組みの見直し。	3．漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算確保。 （＋前年と同趣旨の要望）	3． 前年と同じ	3． 前年と同じ	3． 前年と同じ	3． 前年と同趣旨	3． 前年と同趣旨
							4．クロマグロ資源の回復による、イカ等の水産資源への影響評価の実施。	4． 前年と同趣旨
Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について	ミニボートによる危険行為の防止について	1．ミニボート利用者の各種安全対策の徹底を、水産庁及び国土交通省から業界へ強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化。	1．ミニボート製造業者に対するJIMA指針検査の受検を義務化。 利用者については安全講習の受講の義務化。	1．ミニボートの登録と保険加入をセットとした制度の創設。	1． 前年と同じ	1． 前年と同じ	1． 前年と同じ	1． 前年の要望１と２を統合
		2．ミニボート利用者への、プレジャーボート責任保険への加入の義務付け。また、義務化されるまでの間、加入率向上を図るための施策の強化。	2． 前年の要望１．と同じ	2．ミニボートの利用者には安全講習会の受講を、販売者には購入者に対し安全講習会の受講を促すように強く働きかけること。	2． 前年と同じ	2． 前年と同じ	2． 前年と同じ	2． 前年の要望３と同趣旨
			3．上記1．の検査に合格したミニボートを、日本漁船保険組合の責任保険の加入対象とすること。	3． 前年の要望２．と同じ	3． 前年と同じ	3． 前年と同じ	3． 前年と同じ	3． 前年と同趣旨
					4．国土交通省、水産庁等がより一層協力しながらの、安全対策上の制度創設等。	4． 前年と同じ	4． 前年と同じ	

別紙様式２

令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項 協議事項・照会）
クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援について（案）
【継続】（一部変更）

内容
本県の延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁業者は、クロマグロの漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少ないながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。
また、定置網についても近年、クロマグロの入網急増がみられるようになってきており、配分枠遵守のための放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、経営の悪化を招いている。
さらに、沿岸域におけるクロマグロの回遊行動の変化や、クロマグロの増加によるイカ等の水産資源への影響を指摘する声が一層強くなっている。
ついては、クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望します。

1　直近のデータに基づいた、国際委員会における資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

2　国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁業に優先的に配分し、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮しつつ、大型魚、小型魚ともに、より資源の実状にあった配分に引き続き努めること。

3　漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁等に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図ること。

4　沿岸域におけるクロマグロの移動生態調査や、資源の回復による、イカ等の水産資源への影響評価を行うこと。

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）案

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項 協議事項・照会）
クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援について（案）
【継続】（一部変更）

内容
本県の延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁業者は、クロマグロの漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少ないながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。
また、定置網についても近年、クロマグロの入網急増がみられるようになってきており、配分枠遵守のための放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、経営の悪化を招いている。
さらに、沿岸域におけるクロマグロの回遊行動の変化や、クロマグロの増加によるイカ等の水産資源への影響を指摘する声が一層強くなっている。
ついては、クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望します。

1　直近のデータに基づいた、国際委員会における資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

2　国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁業に優先的に配分し、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮しつつ、大型魚、小型魚ともに、より資源の実状にあった配分に引き続き努めること。

3　漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁等に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図ること。

4　沿岸域におけるクロマグロの移動生態調査や、資源の回復による、イカ等の水産資源への影響評価を加速させること。

別紙様式２

令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）
ミニボートによる危険行為の防止について（案）
【継続】（一部変更）

内容
免許が不要なミニボート（長さ３m未かつ機関出力1.5kW未満）は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺等で遊漁を行うなどし、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じている。
海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみても、令和に入ってから毎年１００件以上で推移している。
このため、全国各地で安全講習会の開催などの安全啓発活動を積極的に実施されているが、今後も海洋性レジャー人口の増加や、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる啓発活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識している。
ついては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望します。

１　ミニボートの所有者登録制度を創設し、定期的に安全講習会の受講を促す、強い働きかけができる体制を構築すること。

２　衝突事故防止のための目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。

３　安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層緊密に協力しながら行うこと。

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）案

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）
ミニボートによる危険行為の防止について（案）
【継続】~~（一部変更）~~

内容
免許が不要なミニボート（長さ３m未かつ機関出力1.5kW未満）は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺等で遊漁を行うなどし、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じている。
海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみても、令和に入ってから毎年１００件以上で推移している。
このため、全国各地で安全講習会の開催などの安全啓発活動を積極的に実施されているが、今後も海洋性レジャー人口の増加や、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる啓発活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識している。
ついては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望します。

１　ミニボートの所有者登録制度を創設し、定期的に安全講習会の受講を促す、強い働きかけができる体制を構築すること。

２　衝突事故防止のための目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。

３　安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層緊密に協力しながら行うこと。